

町名町界及び地番整理
の あ ら ま し

小 牧 市



小牧市民憲章

わたくしたち 小牧市民は、小牧を

- 1、健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 1、感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 1、緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 1、高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 1、希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

昭和 60 年 5 月 15 日制定

目 次

1. 町名町界及び地番整理について	1
2. 町名町界及び地番整理の実施方法	2
3. 委員会等の設置	4
4. 行政区（自治会）組織等	4
5. 実施後の手続きについて	5
①市役所・法務局等が訂正するもの	6
②皆さんがご自身で住所変更の手続きをしていただくもの	7
6. 町名町界及び地番整理の効果	9

1. 町名町界及び地番整理について

私たちは、日ごろ住所を表すのに、例えば「小牧市大字小牧 2000 番地」と書いたり言ったりしています。

このような番地は、明治4年に土地の所有者から税金を納めてもらうため、土地に番号（地番）をつけたものですが、その後、戸籍法の改正などによって住所の表示に使われるようになったものです。

地番は、はじめは順序よく並んでいたと思われませんが、永い間に土地の分・合筆や道路の拡張・新設等により、地番は混乱して分かりにくくなり、同一番地の家がたくさんできたり、飛番・欠番ができ、ますます複雑化してきました。

さらに町の境界が、目で見える道水路などではなく、ほとんどが土地の筆界で境とされており、どこからどこまでが何町であるか全く分からないこともあります。

このような町界地番の混乱により、私たちの日常生活はもとより、企業や官公庁等が仕事をするうえにも大きな損失と無駄がでています。一般的にその例を見ますと

- ① 救急車、消防車などが容易に目的地に着けない。
- ② 郵便物の配達が遅れたり、間違って配達されやすい。
- ③ 訪問者が目的地へ行くのに分りにくく苦勞をする。
- ④ 荷物の集配や集金のため、地図などを整備する必要が生じるなど、無駄な時間と経費がかかる。

そこで、こうした状況を打開し、住民生活の利便を増進するため、昭和56年2月に町名等整理審議会でこのことについて審議され、それを市の方針とし、合理的な町名町界及び地番整理を実施しています。

2 町名町界及び地番整理の実施方法

1. 町（丁目）の境界

新しい町（丁目）の境界は、現在の大字（町）界をできるだけ尊重して、できる限り公道、河川、水路、鉄道等、恒久的な施設をもってこれにあてるものとします。

この場合、東西に連なる公道、河川、鉄道等により区分する場合には原則として南側の側線をもって境界線とし、南北に連なる場合には原則として東側の側線をもって境界線とします。



凡例 — 町（丁目）の境界

2. 町（丁目）の形状及び規模

町（丁目）の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものとし、その規模は当該地域の用途地域別、人口、家屋の密度、隣接区域の状況、今後の世帯人口の増加を考慮しておおむね均等になるようにします。

町（丁目）の規模は、おおむね次のとおりとします。

用途別	面積
商業地域	60,000 m ² (20,000 坪) ～100,000 m ² (30,000 坪)
住宅地域	100,000 m ² (30,000 坪) ～165,000 m ² (50,000 坪)
工業地域	165,000 m ² (50,000 坪) ～330,000 m ² (100,000 坪)

3. 町（丁目）の名称の定め方

- ① 従来の名称にならって歴史上由緒あるもの、語調のよいもの等を選択し、採用します。
- ② 新たに町の名称をつける場合に漢字を用いるときは、できるだけ常用漢字を用いる等、わかりやすいものとします。
- ③ 同一市内で同一の町の名称や、まぎらわしい類似の町の名称が生じないようにします。
- ④ 町の名称として丁目をつける場合においてはその利害損失を十分検討のうえ行うものとし、1丁目は1つの町とみなし、その数はおおむね4・5丁目程度にとどめます。

4. 丁目の起点と進路

原則として町の最も最北を1丁目として、その進路は右回りとします。

3 委員会等の設置

町名町界及び地番整理の実施に際し、実施区域及び実施方法を審議し、市民の皆さんにその周知徹底を図り、その理解と協力を得るためには、広く意見を求める場である審議会等の設置が必要となります。

審議会は、市議会議員、地域代表者、学識経験者等で構成され、市長の諮問機関として適正な町名町界及び地番整理について調査及び審議をし、市長に答申をします。

また住民参加のまちづくりや、それぞれの地域の実情にあった適性な実施方法を検討するため、地元の区長等と相談し進めていくこととします。

4 行政区（自治会）組織等

町名町界及び地番整理の実施に際しよく問題になるのは、行政区（自治会）商店会、神社、氏子、学区等です。

行政区（自治会）組織は、その地域の住民の自由意志によって創立されたものです。そして行政区（自治会）には独自の区有財産が数多くあるものです。

たとえ町名、町界の変更により分割合併があっても、従来どおりの行政区（自治会）で運営されることは一向に差し支えありません。

商店街や神社、氏子の問題も同様な考えです。

また、学区の問題も町の分割合併によって直ちに学区を変更することは考えられません。学校の生徒の収容能力などに制限があり、これは教育行政面で考慮すべき問題ですから、町名町界の変更と切り離して考えてください。

5 実施後の手続きについて

1. 実施日以後は、住所を表す場合、すべて新しい住所を使ってください。
2. 知人、友人、取引先などにも新しい住所を知らせて、使ってもらうようにしてください。
3. 郵便局、法務局等へは市から新しい住所を連絡します。
4. 表示方法（例）

	実 施 前 の 表 示	実 施 後 の 表 示
住民基本台帳 (住 所)	小牧市大字小牧 3118 番地 1	小牧市小牧三丁目 1 番地
戸 籍 簿 (本 籍)	小牧市大字小牧 3118 番地 1	小牧市小牧三丁目 1 番地
登 記 簿 (土 地)	小牧市大字小牧字浦田 3118 番 1	小牧市小牧三丁目 1 番
(建 物)	小牧市大字小牧字浦田 3118 番地 1	小牧市小牧三丁目 1 番地

①市役所・法務局等が訂正するもの

事項	訂正欄	担当機関	説明
住民票(住民基本台帳)	住所欄	市役所市民課	市役所において新しい住所に書き換えます。
印鑑登録	住所欄		
戸籍簿	本籍欄		
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在・地番 家屋番号欄	法務局	1. 町名・地番が変わったときは、法務局において新しい町名、地番、家屋番号に書き換えます。ただし、所有者の住所などは申請があるまで変わりません。 2. 土地・建物登記簿の表題部の所在・地番・家屋番号欄はそれぞれの土地建物のある場所を表すものです。
郵便		郵便局・市役所	市役所から郵便局に通知します。なお、郵便物は、住所変更後約5年間は変更前の住所が書かれていても配達されます。
営業証明書	住所欄	市役所市民税課	市役所において新しい住所に書き換えます。
給水装置場所及び送付先住所	給水装置場所及び送付先住所欄	市役所料金課	
介護保険被保険者証		市役所介護保険課	新しい保険証を送付します。市役所介護保険課から住所を変更した新しい証を送付します。(手続きの必要はありません) 来庁の際変更してください。
介護保険負担割合証			
介護保険負担限度額認定証			

平成29年5月時点

②皆さんがご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(なにをもって) 提出書類等	(いつまでに) 手続きの期限
土地・建物等不動産の所有者などの住所変更登記	土地・建物等の所在地を管轄する法務局	登記申請書 印鑑(認め印) 町名地番変更証明書	期限はありませんので、必要な時に申請してください。 なお、換地処分公告に伴う登記閉鎖が解除されるまで申請はできません。
会社などの法人の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)及び代表者等の住所変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び支店(従たる事務所)の所在地を管轄する法務局	登記申請書 登録印(代表者届出印) 町名地番変更証明書	本店所在地は2週間以内、支店所在地は3週間以内に変更の手続きをしてください。 (手続きをする法務局は、名古屋法務局法人登記部門)
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による店舗所在地の変更の届出	愛知県商業流通課	変更届出書	お早めに変更の手続きをしてください。
風俗営業許可証 古物商許可証	営業所在地を管轄する警察署	町名地番変更証明書、又は市が発送する「新しい住所のお知らせ」の通知等町名地番変更証明書に代わるもの	お早めに変更の手続きをしてください。
自動車運転免許証	住所地を管轄する警察署		
自動車検査証	小牧自動車検査登録事務所(普通・小型自動車、二輪の小型自動車(250cc超)) 050-5540-2048 軽自動車検査協会小牧支所(軽自動車) 050-3816-1773 愛知県軽自動車協会小牧支所(軽二輪(125cc超250cc以下)) 0568-43-1406	自動車検査証 町名地番変更証明書 印鑑 ※その他書類が必要な場合があります。	お早めに変更の手続きをしてください。
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの標識交付証明書	市役所市民税課又は各市民センター	印鑑 標識交付証明書 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書	お早めに変更の手続きをしてください。
児童扶養手当証書	市役所こども政策課	証書・印鑑	必要な場合は来庁の際変更してください。
通知カード マイナンバーカード	市役所市民課、篠岡支所、味噌岡支所、北里支所、小牧駅出張所	通知カード、印鑑 本人確認書類(顔写真あり1点又は顔写真なし2点)	来庁の際変更してください。
住民基本台帳カード(顔写真付き)		マイナンバーカード、印鑑	
署名用電子証明書		住民基本台帳カード(顔写真付き)	手続きの必要はありませんが、新住所での再発行を希望される方はお越しください。
在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書		マイナンバーカード、印鑑	
		在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書	お越しいただいた際、新しい住所に修正します。

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(なにをもって) 提出書類等	(いつまでに) 手続きの期限
子どものための教育・保育給付支給認定証	市役所保育課	認定証・印鑑	必要な場合は来庁の際変更してください。
身体障害者手帳	市役所長寿・障がい福祉課	手帳・印鑑	来庁の際変更してください。
精神障害者保健福祉手帳		手帳・印鑑	
自立支援医療受給者証		自立支援医療受給者証・印鑑	
療育手帳		手帳・印鑑	
在宅重度障害者手当		印鑑	
特別児童扶養手当		証書・印鑑	
国民健康保険証	市役所保険年金課	市役所保険年金課から住所を変更した新しい保険証を送付しますので、旧保険証を同封の返信用封筒で送付してください。	
国民健康保険度額適用標準負担額減額認定証		保険証・認定証・受療証	来庁の際変更してください。
国民健康保険特定疾病療養受療証		市役所保険年金課から住所を変更した新しい保険証を送付しますので、旧保険証を同封の返信用封筒で送付してください。	
後期高齢者医療被保険者証			
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
後期高齢者医療特定疾病療養受療証			
後期高齢者福祉医療費受給者証		受給者証・健康保険証・印鑑	来庁の際変更してください。
医療費受給者証(子ども・心身障害者・精神障害者・母子父子家庭)		手帳・印鑑	
年金手帳 (国民年金加入中の方で手帳(オレンジ)をお持ちの方)			
年金受給者	「住所変更届」のはがきを日本年金機構へ送付(はがきは市役所保険年金課にあります。)		来庁の際変更してください。
館外貸出券	図書館(本館)・各市民センター図書室・えほん図書館	住所を確認できるもの 通勤通学先の確認できるもの (市外の方)	期限はありませんが、お早めに変更の手続きをしてください。(来館時でも可)
年金手帳 ※厚生年金加入中の方	勤務先	町名地番変更証明書	お早めに変更の手続きをしてください。
預金通帳、電気、ガス、電話、携帯電話、放送など	契約先	各契約先により方法が異なります。先方へご確認ください。	お早めに変更の手続きをしてください。

※旅券(パスポート)については、手続き不要です。

※新しい住所に変更された証明書(町名地番変更証明書)は、実施日以後、市役所協働推進課で発行します。(無料)

※個人、法人の住所変更登記をする際、町名地番変更証明書を添付すれば登録免許税は免除されます。

平成29年5月時点

6 町名町界及び地番整理の効果

町名町界及び地番整理が実施された後の効果については、次の点が上げられています。

- ① 町（丁目）の境界がわかりやすい。また、道路・河川等により区分されることが多いため、町区域の確認が簡単になる。
- ② 町（丁目）の規模が適当な大きさに区分され、地番も一定の順序で表示されるのでわかりやすくなる。
- ③ 各町内に町名表示板が取り付けられるので、地域の確定がしやすくなる。
- ④ 住所をたよりに訪れる場合便利になる。したがって、郵便等の配達能率の向上、救急車・消防車等の到達時間の短縮につながり、被害拡大を防ぐことができる。
- ⑤ 企業事務取引、行政事務等の連絡が容易になり、目に見えない利益を受けることになる。

いままで述べたとおり、町名町界及び地番整理事業は公共の福祉の増進に資することを目的としており、近代的な都市にふさわしい合理的な新表示になるよう市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

【編集・発行】 小牧市市長公室協働推進課
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電話 0568-72-2101（代表）
平成29年5月作成